

2024年度

運輸安全報告書

備北タクシー株式会社

本レポートは

「安全・安心・信頼を」をモットーとする私たちが、お客様からより一層信頼され、地域社会の発展に貢献できることを目指して日々取り組んでいる安全についての施策を紹介するものです。

目次

1. 輸送の安全に関する基本的な方針 P 3
2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況 P 3
3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計 P 4
4. 安全統括管理者、安全管理規程 P 4

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

当社では、輸送の安全に関する基本方針を以下のように定め、全社員による安全を最優先とする体制の維持・向上に努めてまいります。

■ 我が社の安全に関する基本方針 ■

- ・ 地域一番の「安全・安心・親切」でお客様からの信頼に応える
- ・ 輸送の安全確保が最優先事項であるという意識を常に持つ
- ・ 輸送の安全に関する法令を順守する

2. 輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況

当社の令和6年度（令和6年1月1日～令和6年12月31日）の目標及び達成状況は次のとおりとなります。

令和6年度 備北タクシー株式会社 安全目標の達成状況

令和6年度の備北タクシー株式会社の安全目標達成状況は以下となりました。

令和6年度 安全目標	令和6年度 達成状況
乗用部門 ①事故件数を50%減 ②後退時の事故を0件に 貸切部門 事故0件	令和6年度（令和6年1月1日～令和6年12月31日）の当社の事故発生状況は以下です。 【タクシー部門】 物損事故1件、自損事故4件、人身事故0件 【貸切バス部門】 自損事故1件、

タクシー部門において、残念ながら5件の事故が発生いたしました。内、後退時の事故は0件でした。

令和5年度乗用部門の事故件数は9件ですので、事故件数は減少。しかし残念ながら不達成となりました。一層、安全への意識を高めてまいります。

貸切バス部門においては、昨年度同様に、事故0件を目標としておりましたが、残念ながら不達成となりました。

当社では、令和7年度も安全目標を定めています。

達成に向けて社員一丸となって安全の取り組みを進めてまいります。

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

2024 年度事故件数 6 件

項 目	件 数
自動車が転覆し、転落し、火災（積載物の火災含む）を起こし、また踏切において鉄道車両と衝突もしくは接触したもの	0 件
死傷者又は重傷者（自動車損害賠償法施行令第5条第2号又は第3号に掲げる損害を受けた者をいう）を生じたもの	0 件
操縦装置または乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第5条第4号に掲げる傷害が生じたもの	0 件
運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの	0 件
かじ取り装置、制御装置、車枠、車軸、車輪（タイヤ除く）又はシャシばねの破損又は脱落により自動車が運行できなくなったもの	0 件
前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの	0 件

4. 安全統括管理者、安全管理規程

- 1) 安全統括管理者：本社営業部長 小林 正明
- 2) 安全管理規程：(別紙1)『安全管理規程』参照

備北タクシー株式会社安全管理規程

制定2013年10月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程(以下「本規程」という。)は、道路運送法第二十二条及び第二十九条の三の規定に基づき、輸送の安全を確保するために順守すべき事項を定め、もって、輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社の旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、安全に関する現場の声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の作成、実行、チェック、改善(Plan Do Check Act)を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行し、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び本規程に定められた事項を順守すること。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を作成し、これを適確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 第3条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長の責務)

第7条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。

3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。

4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常を確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第8条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

(1) 安全統括管理者

(2) 運行管理者

(3) 整備管理者

(4) その他必要な責任者

2 所長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所を統括し、指導監督を行う。

3 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者の不在時、重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第9条 取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の五に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

(1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。

(2) 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。

(3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、

安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第 10 条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 全社員に対し、関係法令等の順守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- (6) 経営トップに対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等 改禪の措置を講じること。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (8) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- (9) 輸送の安全を確保するため、教育訓練計画に基づき、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- (10) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第 4 章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第 11 条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成 するため、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第 12 条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等と双方向の意思疎通を十分行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内へ伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合若しくは報告を受けた場合は、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者へ伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第 13 条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、社長及び社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努める。

3 安全統括管理者は、報告連絡体制の周知を図るとともに、第 1 項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。

4 自動車事故報告規則（昭和 26 年運輸省令第 104 号）に定める事故、災害等があった場合は、同規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第 14 条 第 5 条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を作成し、着実に実施する。

（輸送の安全に関する内部監査）

第 15 条 安全統括管理者は、自ら又は実施責任者を指定して、少なくとも 1 年に 1 回以上、適切な時期を定めて、安全マネジメントの実施状況等輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、社長に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

（輸送の安全に関する業務の改善）

第 16 条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合又は輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

2 悪質な法令違反等により重大な事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

（情報の公開）

第 17 条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業年度終了後 100 日以内に公表する。

2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

（輸送の安全に関する記録の管理等）

第 18 条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、適切に保存する。

3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

付則

（施行期日）

第 19 条 本規程は、2013 年 10 月 1 日から実施する。

今後も「安全・安心・信頼」をモットーに社員一丸となって安全へ取り組んでまいります。

当社の「安全」への取り組みに関しまして、ご意見・ご要望などございましたら、ご連絡ください。

【ご連絡先】

〒716-0039 岡山県高梁市旭町 1308-1

備北タクシー株式会社 本社

電話番号：0866-22-3621 E-mail：bihokutx@bird.ocn.ne.jp